

事務事業及び予算の執行実績
(令和 7 年度分)

人事委員会事務局

目 次

人事委員会事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
事業の根拠法令調	29
職員配置調	30
令和7年度歳入予算執行状況調	31
預金調	32
郵券等受払調	32
令和7年度歳出予算執行状況調	34
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	36
委託料に関する調	38
負担金支出調	40
備品・図書調	41
主要備品調	42

人事委員会事務局の施策等の概要

1 施策概要

人事委員会は、公平かつ中立的な第三者機関として、人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、人事行政に関する調査・研究や勧告、職員の競争試験・選考、勤務条件に関する措置要求や不利益処分の審査等の業務を適切に推進した。

(1) 職員の適正な給与、勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「人材の確保」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」の3項目の報告を行った。

(2) 任命権者が求める優秀な人材の確保

行政課題の複雑化・高度化に対応し、高い志と多様な資質や能力を持つ人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の競争試験を実施した。

若年層の人口減少や民間企業の採用活動の活発化・早期化等の影響により、申込者数の減少傾向が続く中、早期試験における対象拡大や基礎能力試験の能力検査SPI3への変更、秋季試験の新設等、試験制度を改善した。

広報活動としては、現場見学会の充実を図るとともに、メタバース空間を活用した説明会を開催するなど、幅広い受験者層の拡大を目指している。

(3) 職員が働きやすい職場環境の確保

勤務条件の改善と適正化、職員の身分保障を目的として、職員からなされた勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求について、準司法的機能を有する公正・中立な第三者機関として適正に処理した。

また、職員からの苦情相談への対応及び事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

2 職員の概要

令和8年4月1日現在 (単位:人・歳)

区 分	職 員 数			アの 平均 年齢	アの 健 康 管 理 区 分											
	一般 職員 ア	その 他職員 イ	計 ウ		A 勤務 休止	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3	未 区 分	計		
						勤務時間 短縮		時 間 外 制 限		平常勤務						
						要 治療	要 観察	要 治療	要 観察	要 治療	要 経過 観察	医 療 不 要				
計	23	1	24	45.2				1 (1)		5 (5)	9 (9)	8 (8)	0 (0)	23 (23)		

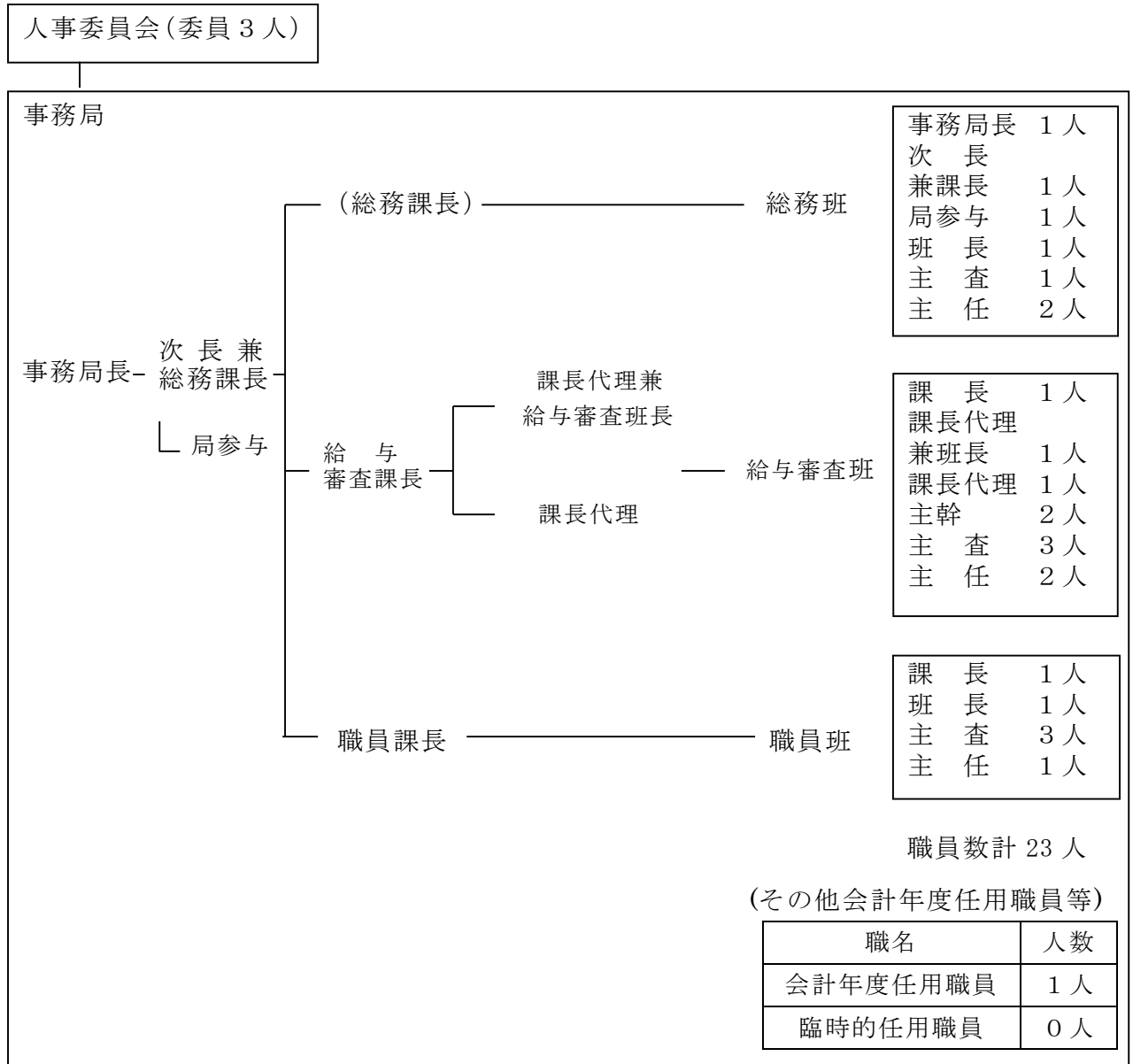
(注)

1 本年度の健康管理区分結果が出ていない職員は、前年度の結果を記載し、（ ）書きで再掲。

事務事業の概要

<組織図>

(令和8年4月1日現在)



<人事委員会委員>

(令和8年4月1日現在)

区 分		氏 名	勤務年数	任 期		備 考
				就任年月日	満了年月日	
委員長	非常勤	小川 良昭	17年8月	H20. 8. 1	R 8. 7. 30	
委員	非常勤	岡部 比呂男	6年8月	R 1. 7. 15	R 9. 7. 14	
委員	常 勤	八木 敏裕	1年0月	R 7. 4. 1	R11. 8. 11	

I 総務課

1 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）

人事委員会事務局に加え、監査委員事務局総務課及び労働委員会事務局総務課の職を兼ね、各委員会事務局において、主に以下の事務を行っている。

(1) 組織定数、人事管理及び予算の管理

- ・ 事務局の総括に関すること。
- ・ 組織・定数、人事に関すること。
- ・ 予算、経理及び決算に関すること。
- ・ 職員の研修、福利厚生、健康管理及び公務災害に関すること。
- ・ コンプライアンス推進及び内部統制に関すること。

(2) 人事委員会の会議運営

令和7年度に開催した人事委員会の会議は29回で、計166件の事案の審議等を行った。

県議会への意見の申出	13 件
規則の制定・改廃	32 件
公平審査	20 件
その他	101 件

ア 県議会への意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、県議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行った。

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
1	R 7 . 6 . 12 (R 7 . 6 . 16)	令和7年6月 県議会定例会 第93号	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	組織改正に伴う所要の改正	異議なし
2	R 7 . 6 . 12 (R 7 . 6 . 16)	令和7年6月 県議会定例会 第94号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う所要の改正	異議なし
3	R 7 . 6 . 12 (R 7 . 6 . 16)	令和7年6月 県議会定例会 第95号	静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う所要の改正	異議なし

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
4	R 7. 6. 12 (R 7. 6. 16)	令和 7 年 6 月 県議会定例会 第 96 号	静岡県警察の警察官 及び交通巡視員の被 服支給等に関する条 例の一部を改正する 条例	警察法施行令の改正 に伴う所要の改正	異議 なし
5	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和 7 年 12 月 県議会定例会 第 159 号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
6	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和 7 年 12 月 県議会定例会 第 160 号	静岡県教職員の給与 に関する条例等の一 部を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
7	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和 7 年 12 月 県議会定例会 第 161 号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
8	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 23 号	職員の給与に関する 条例及び会計年度任 用職員の給与等に関 する条例の一部を改 正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
9	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 24 号	地方公務員法の一部 を改正する法律の施 行に伴う関係条例の 整備に関する条例の 一部を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
10	R 8 . 2 . 18 (R 8 . 2 . 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 25 号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
11	R 8 . 2 . 18 (R 8 . 2 . 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 26 号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
12	R 8 . 2 . 18 (R 8 . 2 . 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 29 号	静岡県職員の旅費に 関する条例	国家公務員等の旅費 に関する法律の改正 等の趣旨を踏まえた 全部改正	異議 なし
13	R 8 . 2 . 18 (R 8 . 2 . 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 30 号	静岡県教職員の特殊 勤務手当に関する条 例の一部を改正する 条例	国や他県の状況等を 勘案した手当の新設 等を行うための所要 の改正	異議 なし

イ 規則の制定・改廃

地方公務員法第 8 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行った。

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
1	11-28	R 8 . 3 . 10 R 8 . 3 . 27 (R 8 . 5 . 21)	静岡県人事委員会聴 聞及び弁明の機会の 付与に関する規則の 一部を改正する規則	行政手続法の改正に伴う所 要の改正
2	13-120	R 7 . 7 . 9 R 7 . 7 . 22 (R 7 . 10 . 1)	静岡県職員の育児休 業等に関する規則の 一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等 に関する条例等の改正に伴う 所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
3	13-121	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
4	13-122	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
5	13-123	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
6	14-199	R 7. 6. 12 R 7. 6. 20 (R 7. 6. 20)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
7	14-200	R 7. 7. 23 R 7. 8. 1 (R 7. 8. 1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
8	15-39	R 8. 3. 25 R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正
9	7-1328	R 7. 5. 8 R 7. 5. 23 (R 7. 6. 1)	退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則	静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
10	7-1329	R 7. 6. 23 R 7. 6. 27 (R 7. 6. 27)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年 4 月 1 日施行の改正内容に整合するよう管理職員特別勤務実績簿(別記様式)を改正
11	7-1330	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
12	7-1331	R 7. 8. 20 R 7. 9. 2 (R 7. 4. 1)	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
13	7-1332	R 7. 8. 27 R 7. 9. 2 (R 7. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	国初任給決定における経験年数の換算の取扱いの改正に伴う所要の改正
14	7-1333	R 7. 9. 24 R 7. 9. 30 (R 7. 10. 1)	退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則	国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の改正に伴う所要の改正
15	7-1334	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
16	7-1335	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
17	7-1336	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
18	7-1337	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
19	7-1338	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 12. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
20	7-1339	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 8. 1. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
21	7-1340	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 8. 1. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正
22	7-1341	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 12. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正に伴う所要の改正
23	7-1342	R 8. 1. 21 R 8. 1. 30 (R 8. 1. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
24	7-1343	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の格付け整理等に伴う所要の改正
25	7-1344	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等による職の格付け整理に伴う所要の改正
26	7-1345	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
27	7-1346	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給割合及び級地区分の見直しに伴う所要の改正
28	7-1347	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
29	7-1348	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地公署の見直しに伴う所要の改正
30	7-1349	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
31	7-1350	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 5. 21)	静岡県職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則	行政手続法の改正に伴う所要の改正
32	7-1351	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	栄養士法の改正に伴う所要の改正

(3) 規則・規程の制定及び改正

ア 令和7年度に制定した規程

- ・ 静岡県人事委員会公文書管理規程
- ・ 静岡県監査委員公文書管理規程
- ・ 静岡県労働委員会公文書管理規程

イ 令和7年度に改正した規則・規程

- ・ 静岡県人事委員会事務決裁規程
- ・ 静岡県人事委員会服務規程
- ・ 静岡県労働委員会事務局組織規則

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

「各局の組織定数及び人事管理」や「予算の管理」等、三事務局（人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局）内の適切な調整等により、組織運営は滞りなく行われている。

また、適時適切な情報提供等により、計画通り定例会又は総会等の会議を開催し、年報を公開している。

(2) 課題

財政健全化への対応のため、コスト管理意識を徹底し、事業を実施する担当課と支払処理や予算管理を行う総務課との情報共有の徹底と予算の適切な執行管理が必要となる。

文書管理の適正化やペーパーレス化を進め、業務効率化を図る必要がある。

内部統制に取り組み、事前にリスクとなる要素を確認し、日常業務におけるチェック機能を通じて間違いの発生を防止し、適正な事務を行う必要がある。

事務局の業務や活動について、広報を行う必要がある。

(3) 改善

支払いが発生する事業については、必ず総務課にも事前に情報提供してもらうよう各課に徹底している。

引き続き各課と連携し、情報を共有化することにより、適切な人事・組織及び予算の管理、行政改革の推進や緊急課題などへの迅速な対応に努め、三事務局の円滑な運営を図っていく。

公文書の適正かつ効率的な管理を行うため、三事務局（人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局）において、公文書管理規程を制定した。（R7.4.1施行）

内部統制に関し、事前にリスク抽出を行い、日頃からチェックし、法令や倫理規範を遵守して適正な業務を行っている。

年報等やホームページでの公開を通じて、広報活動を行っている。

Ⅱ 給与審査課

1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

<給与事務>

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

ア 民間給与の実態調査

職員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、4月から6月にかけて民間従業員の給与の実態を調査した。

(ア) 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,762の民間事業所の中から、層化無作為抽出法により抽出された445の事業所（調査実従業員19,116人）を調査した。

(イ) 調査事項

- a 個人別4月分給与の支給状況
- b 新規学卒者の初任給の状況
- c 賞与の支給状況
- d 本年の給与改定の状況
- e 諸手当の支給状況
- f 高齢者雇用施策の状況

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保するため、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して、令和7年10月9日に職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

(ア) 給与について

a 公民給与の比較方法の見直し

国と同様に、行政課題の複雑化・多様化や人材確保が困難な状況を踏まえ、公民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直した。

b 公民の較差に基づく給与改定

令和7年4月時点で職員と民間従業員の給与を比較した結果、月例給については、民間給与が職員給与を11,595円（3.01%）上回っており、特別給については、民間事業所の年間支給割合（4.66月）が職員の年間支給月数（4.60月）を上回っていた。

このため、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切と判断した。

(a) 月例給

・ 給料表

行政職給料表は、人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定。

大卒程度試験に係る初任給を12,000円、高卒程度試験に係る初任給を12,200円引上げ。

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

- ・ 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定。

- ・ 特勤勤務手当等

著しく不便な地に所在する公署（特勤公署）に勤務する職員に支給される特勤勤務手当と地域手当との減額調整を廃止。

特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員を特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象に追加。

- (b) 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間4.60月から4.65月に引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分。

国の取扱いを踏まえ、研究休職のうち、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を期末・勤勉手当における在職期間等に通算。

- (c) 実施時期

月例給（給料表等）：令和7年4月1日

特別給（ボーナス）：令和7年4月1日

（期末・勤勉手当における在職期間等の取扱いは令和8年4月1日）

- c 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人材の確保等の課題に対応するため、令和6年の本委員会の勧告に基づき、令和7年4月から給料表の見直しや諸手当の見直しを含めた給与制度のアップデートが実施されている。その一環として段階的に実施する地域手当の見直しについて、令和8年度の支給割合を勧告した。

- (a) 地域手当及び給料の特例措置（段階的実施の2年目）

国が示した支給割合に準じ、県内在勤者の地域手当の支給割合を一律4.15%から一律5.0%へ引き上げるとともに、給料表の給料月額に乘じる一定の率を1.43%から0.62%へ引下げ。

- (b) 実施時期

令和8年4月1日

- d その他の給与改定

- (a) 通勤手当

- ・ 交通機関等と自動車等の交通用具を併用する者が利用する駐車場等に係る通勤手当

国の改定を考慮して、1か月あたりの上限額を3,000円から5,000円に引上げ。

（勤務公署側区間と住居側区間の両方で駐車場等を利用し、その料金を負担する者については1か月あたり6,000円を上限とするとともに、支給額について駐車料金相当額の2分の1の額とする措置は廃止）

- ・ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

国の改定を考慮して、月の途中で採用された職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給できるよう措置することが適当。

(b) 宿日直手当

国家公務員に支給される手当の改定に準じて支給額の上限を引上げ。

(c) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

今後、地方自治法の改正により、地方公務員に関し、月例給与水準と地域別最低賃金に相当する額の差額を補填するための手当が新設された場合は、本県においても、国の取扱いを踏まえて新設することが適当。

(d) 実施時期

・通勤手当

駐車場等に係る通勤手当：令和8年4月1日

月の途中に採用された職員等の通勤手当：任命権者において対応可能な時期

・宿日直手当：令和7年4月1日

・職員の月例給与水準を適切に確保するための措置：法改正後

e 教育職員の処遇

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の成立を受け、その趣旨を踏まえた所要の改正を実施することが必要である。

(a) 教職調整額の引上げ等

小学校等の教育職員に支給される教職調整額について、給料月額4%から10%へ段階的に引上げ。

教職調整額の対象とならない校長、教頭等については、給料表の給料月額に一定額を新たに加算し、その後、段階的に引上げ。

(b) 義務教育等教員特別手当の見直し

小中学校等の教育職員に支給される義務教育等教員特別手当について、月8,600円を超えない範囲で、分掌する校務類型に応じて支給。

(c) その他の課題

新たに設置が可能となった教職員間の調整等を行う「主務教諭」については、県教育委員会における検討結果を踏まえて対応。

f 会計年度任用職員の給与改定等

常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当である。

(イ) 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

本委員会は、静岡県における人事行政の課題において「人材の確保」が最も重要であると認識し、就業希望者の目線に立った取組を進めている。

就業希望者にとって「魅力ある、選ばれる職場」であることが重要であることから、働きやすく、魅力ある勤務環境の整備を進めていくことが求められる。

職員の懲戒処分事案が後を絶たないことは、人材の確保にも影響を与えるものであることから、職員、管理職、任命権者には、それぞれコンプライアンス意識の徹底や相談しやすい職場づくりなどを改めて求める。

a 人材の確保

(a) 試験制度の改善

能力実証が適切に行われるかという視点を持ちつつ、更なる受験機会の拡大や、就業希望者の試験負担軽減を図る試験の在り方の検討を進めるとともに、教育職員、警察官についても現状の分析を踏まえた更なる確保対策に努めていく。

(b) 公務の魅力発信の強化

オンライン相談会の平日夕方開催やメタバース空間の活用により、就業希望者が参加しやすい環境を整備していく。

また、全体的に早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた見直しも進めていく。

(c) 任命権者との連携

各任命権者と連携し、求められる職員の確保に向け、試験改善や広報活動を行うとともに、就業希望者にとって魅力ある職場づくりを促進し、人材の安定的な確保を目指していく。

(d) 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会においては、障害のある方の雇用率を年々引き上げているものの、速やかな法定雇用率の達成を求めるとともに、本委員会はその取組を支援していく。また、任命権者には、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりへの取組を求める。

b 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(a) 過度な時間外労働の是正

すべての任命権者において職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が減少しているが、上限時間の特例を超えた職員の人数は、コロナ禍前に比べて多い。

管理監督職には、事業の精選や業務分担の平準化、在庁時間と時間外勤務の乖離の確認など適切なマネジメントを求めるとともに、リーダーシップを発揮し、業務時間削減の気運の醸成を期待する。

任命権者は、総合的かつ横断的な対策を講じ、総業務量及び総労働時間の縮減を図る必要がある。また、生成AIの活用など、新しい働き方による職場改善が推進されることを期待する。

(b) 教職員の多忙化の解消

時間外在校等時間が2年連続して減少したが、依然として上限時間の特例及び原則を超えた教育職員は全体の半数近くを占めている。

校長等の管理職には、リーダーシップを発揮し、校務の精選・効率化、教職員の業務分担の平準化などの適切なマネジメントや教職員への意識啓発による各学校における時間外在校等時間削減に向けた気運の醸成を求めたい。

県教育委員会には、AIなどデジタル技術の活用による教育職員の業務の効率化や、学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえた業務の仕分けへの取組を求める。

(c) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、育児休業等の取得に係る代替職員の確保など当該職員・職場の支援体制の充実や、管理職に対する多種多様な制度の周知徹底及び理解促進を求める。管理職には、制度を利用する職員を職場全体でサポートする気運の醸成を求める。

また、任命権者は、介護に係る休暇等の制度の利用についての職場への周知や理解を促進していく必要がある。

(d) 多様な働き方の実現

任命権者には、今後も、各職場の業務の性質や特徴に応じて、個々の職員の事情に応じた多様な働き方を可能とする制度の活用・拡充を進めていくことを求める。また、フレックスタイム制などの多様な働き方の導入について検討していく必要がある。

c 職員の心身の健康の保持・増進

(a) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は最近5年間で大幅に増加している。

任命権者には、ストレスチェックを早期のケアに結びつけるための面談勧奨の工夫や、オンライン面談など時間的・心理的に活用しやすい面談・相談体制の整備などを図るとともに、管理職等に対する実践的な研修や長期療養者の円滑な職場復帰の支援体制や再発防止体制の充実を図ることを求める。

管理職には、不調の兆候が見られる職員に対する速やかな医師面談等の勧奨や優良な取組例の参考などによる職場環境の改善を進めるとともに、長期療養者に対する療養期間中のケアや復帰した際の職場全体での支援の実施を求める。

(b) ハラスメント防止対策の推進

任命権者には、全てのハラスメントがあってはならないものとして発生を防止するとともに、発生した場合に適切に対処できる体制の整備を求める。

管理職には、自身の役割の重要性の自覚と、風通しの良い職場環境の醸成などによるハラスメントのない職場づくり、また、職員からの相談等には相手の立場を尊重して対応するとともに、状況に応じた速やかに必要な措置を講ずることを求める。

(2) 職員給与の適正な支払の確保

ア 職員給与の支払監理

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例、規則等に適合して行われることを確保するため、本庁8所属、出先機関16所属について給与の支払状況を調査した。

調査の結果、11所属16件の誤りが判明したため各所属に対して是正を求めるとともに、各任命権者に対して適切な事務処理について周知徹底するよう指導した。

<審査事務>

(3) 措置要求・審査請求の審査

ア 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、2件の判定を行った。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	判定年月日	結果
R6.12.19	令和7年 (措)第1号 事案	外郭団体業務の強要を 止めさせること など	R7.9.3	一部却下 一部棄却
R7.6.23	令和7年 (措)第2号 事案	年休の復元 など	R8.1.21	認容

イ 不利益処分に関する審査請求

不利益処分についての審査請求に関する規則第23条の規定による再審査請求について、請求理由が再審査事由に該当しないとして1件の不受理を決定した。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R7.6.23	令和5年 (審)第2号 再審査事案	裁決を受けた職員が、 再審査を求めたもの	R7.7.23	却下 (不受理)

(4) 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理した状況は次のとおりである。

(令和8年3月31日現在 (件数))

任命権者 相談区分	知 事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了
任用関係	2	2	1	1	0	0	5	5	8	8
給与関係	3	3	0	0	1	1	1	1	5	5
勤務条件関係	4	4	3	3	2	2	3	3	12	12
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は介護 に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント	4	4	6	6	4	4	3	3	17	17
職場のいじめ・嫌がらせ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	13	13	2	2	2	2	3	3	20	20
計	27	27	13	13	9	9	15	15	64	64

注. 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体である。

(5) 労働基準監督機関としての職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が行った労働基準監督機関としての職権の行使の状況は、次のとおりである。

ア 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	74	74
教育委員会	139	139
警察本部	46	46
委員会等	7	7
計	266	266

注. 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ）。

イ 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等

許可等の状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	7	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	2	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	151	労働基準法第36条
	小 計	160	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	32	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	10	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	66	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	17	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	0	ボイラー則第79条
	機械等設置届	0	安衛法第88条・安衛則第86条
	小 計	129	
合 計		289	

注. 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいう。

(6) 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和6年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、多面的かつ効果的な取組を徹底するよう指導・助言を行った。

(令和6年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	776	6	0	782
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	340	31	211	582
計	1,116	37	211	1,364

(7) 他の地方公共団体からの公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項に基づき、人事委員会が公平委員会事務の委託を受けている地方公共団体は次のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

受託団体数	市	町	一部事務組合	広域連合	合計
	2	12	21	1	36

人事委員会が委託を受けて行う公平委員会事務の内容は、次のとおりである。

- a 措置要求の審査及び判定
- b 不利益処分の審査請求に対する裁決
- c 職員の苦情処理
- d 管理職員等の範囲の指定
- e 職員団体の登録事務

このうち令和7年度には、職員の苦情処理15件のほか、委託団体の組織改正等に応じて「静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」を改正するとともに、職員団体の登録変更を2件行った。

(8) 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録

ア 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めており、この管理職員等数と指定率は次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

執行機関		職員数 (A) (人)	管理職員等数 (B) (人)	指定率 (B)/(A) (%)
知事部局		5,629	615	10.9
委員会等		95	33	34.7
教育委員会	事務局等	413	104	25.2
	県立学校	7,747	575	7.4
計		13,884	1,327	9.6

注. 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいう。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいう。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいう。

イ 職員団体の登録

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、人事委員会に登録されている県関係の職員団体は次のとおりであり、令和7年度には、役員改選等を行った団体について登録事項の変更登録を7件行った。

(令和8年3月31日現在)

職員団体名	事務所の所在地	登録年月日	令和7年度登録変更
静岡県独立高等学校教職員組合	浜松市中央区寺脇399-4	S41. 9. 30	—
静岡県教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	役員
静岡県高等学校障害児学校教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	役員
静岡県職員組合	静岡市葵区追手町9-6	S41. 10. 12	役員・規約
静岡県高等学校しょうがい児学校ユニオン	静岡市葵区追手町45	H 2. 6. 18	役員
静岡県西部教職員組合	浜松市中央区神立町119-11	H 3. 5. 27	—
静岡県学校労働者組合	静岡市葵区車町44	H 6. 6. 20	—
静岡市教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H11. 11. 19	—
全静岡教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H15. 9. 2	役員
静岡県東部教職員組合	裾野市富沢375-50	H16. 1. 26	—
静岡県中部教職員組合	島田市阪本4124-2	H17. 2. 23	—
静岡教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	H29. 4. 19	役員
静岡県対部活動問題ユニオン	浜松市中央区雄踏町宇布見8421	R 6. 3. 13	—
計	13団体		7件

(9) 職員からの贈与等の報告の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、管理職員が1件5千円を超える贈与等を事業者等から受けた場合に提出された贈与等報告書の状況は、次のとおりであり、審査の結果、特に問題はなかった。

審査件数 62件（令和7年1月分～12月分）

（単位：件）

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	47	5	42	—
教育委員会	15	—	15	—
警察本部長	—	—	—	—
委員会等	—	—	—	—
計	62	5	57	—

(10) 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和7年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はない。

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

＜給与事務＞

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査の結果等を踏まえ、令和7年10月9日に議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、民間準拠を基本に職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保することができた。

イ 職員給与の適正な支払の確保

各所属の給与の支払状況を調査し、適正な運用の指導を行ったことにより、職員給与の適正な支払を確保することができた。

＜審査事務＞

職員に苦情相談制度の周知を行い、受け付けた苦情は全て適切に処理している。

労働基準監督機関としての職権を行使して事業所を調査し、指導・監督を行う他、法令に基づく許可、認定等を行い、職員の勤務条件の向上及び安全衛生の確保を図っている。

職員の利益保護を目的とした審査請求制度及び措置要求制度について適正に執行し、人事行政の公正の確保を図っている。

(2) 課題

<給与事務>

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査について、引き続き、民間事業所の理解・協力を得て、民間の給与水準の精緻な把握に努めることが必要である。

イ 職員給与の適正な支払の確保

職員給与の支払監理の指摘事項について、再発防止に努めることが必要である。

<審査事務>

令和元年度に人事委員会規則で時間外勤務の限度時間を定め、上限時間を超えた職員がいる場合には任命権者から報告されている。令和6年度では、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数として782人、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数として582人の報告があった。

(3) 改善

<給与事務>

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

民間の給与水準をより精緻に把握するため、事業所の要望に応じた方法による調査の実施や、説明資料の充実により、職種別民間給与実態調査の適切な執行に努める。

また、国や他の地方公共団体の取組状況を注視し、勤務条件に関する制度改正の検討や改正作業の適確な実施に努める。

イ 職員給与の適正な支払の確保

給与改定の状況等に応じた調査の重点項目の選定により、支払監理の効果的な実施に努める。

また、指摘事項について、各任命権者とともに各所属に対して調査結果を周知することにより、不適切な事務処理の再発防止を図る。

<審査事務>

働き方改革による労働基準法の改正等に的確に対応して、労働基準監督機関としての職権を的確に行使し、職員の労働環境の向上に努める。時間外勤務命令の上限規制について、任命権者に指導・助言を行い、過度な時間外労働の是正に努める。

Ⅲ 職員課

1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

<任用事務>

（1）採用及び昇任

ア 採用

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項及び第18条の規定に基づき、採用・昇任に関する競争試験及び選考を次のとおり実施した。

（イ）競争試験による採用

職員の採用試験は別表1のとおり。

（ロ）選考による採用

職員の採用選考は別表2のとおり。

イ 昇任

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項、第18条及び第21条の4第1項の規定に基づき、選考を別表3、4のとおり実施した。

（2）広報活動

多様で有為な人材を確保するため、現場等で各職種の仕事内容の紹介を行う「県庁仕事スタディツアー」や、座談会を含む県庁フェスを実施し、職員自身から業務の魅力をPRした。

また、就業中の人でも参加しやすい平日夕方に、アバターを介し参加できるメタバース空間を活用した新たな説明会を開催し、受験者層の拡大を図った。

このほか、大学主催の業務説明会や民間企業主催の合同企業説明会への参加、ホームページやSNSの活用により、静岡県や公務の魅力、職員採用情報を発信した。

【主な広報活動の実施状況】

区分	県庁仕事スタディツアー		県庁フェス 採用試験セミナー	メタバース de 採用相談会
	オンライン	職種別現場見学		
実施時期	令和7年6月 (5日間)	令和7年8月 ～令和7年11月	令和8年2月 (1日間)	令和7年9月 (2日間)
対象職種	16職種 (行政、土木等)	17職種 (専門・技術系職種)	15職種 (事務系3、技術系12)	全職種 (主に行政)
参加者数	242人	94人	100人	54人

【Xアカウントの開設】フォロワー数：819人（令和8年4月末現在）

別表 1

採用試験の実施状況

1 令和7年度 採用試験の実施日程

(数字は月日)

試験の区分		第 1 次試験		第 2 次試験	
		試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大 学 卒 業 程 度 (早 期 試 験)		4. 20	5. 9	5. 19～5. 30	6. 13
大 学 卒 業 程 度		6. 15	6. 25	7. 8～8. 7	8. 22
大 学 卒 業 程 度 (秋 季 試 験)		10. 26	11. 6	11. 17～12. 9	12. 25
短 期 大 学 卒 業 程 度		9. 28	10. 8	10. 20～ 10. 28	11. 7
高 等 学 校 卒 業 程 度					
職 務 経 験 者		10. 26	11. 6	11. 17～12. 9	12. 25
障 害 の あ る 方		9. 21	10. 2	10. 9～ 10. 17	11. 7
警察官 第 1 回	A (大卒)	5. 11	5. 16	5. 24～5. 25 6. 12～6. 27	7. 11
	B (大卒以外)				
	社会人等経験者				
	情報処理				
警察官 第 2 回	A (大卒)	9. 21	9. 26	10. 4～10. 5 11. 6～11. 21	12. 5
	B (大卒以外)				
	社会人等経験者				
	情報処理				

2 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公 募 数	申込者数	第 1 次 受験者数 A	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度 (早期試験)	土木	10	35	27	26	25	22	1.2
	農業	4	52	43	27	26	11	3.9
	林業	4	31	23	18	17	14	1.6
	農業土木	3	12	12	12	10	8	1.5
	建築	1	8	5	3	2	2	2.5
	薬剤師	2	19	17	16	15	13	1.3
	保健師	2	26	25	23	23	5	5.0
	電気	1	4	3	3	2	2	1.5
	機械	1	2	2	2	2	2	1.0
	小 計	28	189	157	130	122	79	2.0
大学卒業程度	行政Ⅰ	75	257	195	182	171	87	2.2
	行政Ⅱ	30	156	117	110	97	37	3.2
	小中学校事務	9	21	16	11	11	8	2.0
	警察行政	7	60	41	26	20	9	4.6
	土木	25	21	6	6	4	4	1.5
	農業	9	40	22	21	19	9	2.4
	林業	13	20	9	9	9	5	1.8
	農業土木	11	12	5	3	3	3	1.7
	建築	2	4	1	1	0	—	—
	薬剤師	9	9	1	1	1	1	1.0
	保健師	6	26	16	16	14	4	4.0
	管理栄養士〔知事部局〕	1	9	7	7	6	1	7.0
	心理	4	23	16	14	13	5	3.2
	児童福祉	4	26	23	18	18	5	4.6
	水産	3	15	13	12	11	4	3.3
	電気	1	3	0	—	—	—	—
	電気(研究)	4	3	2	2	2	2	1.0
	機械	1	3	1	1	1	1	1.0
	機械(研究)	2	1	1	1	1	1	1.0
	工業化学	2	12	10	8	8	5	2.0
	工業デザイン	1	7	5	5	5	1	5.0
	文化財	1	6	5	5	4	1	5.0
	職業訓練指導員(電気)	1	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員(機械)	2	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員(情報技術)	2	0	—	—	—	—	—
	少年警察補導員	2	7	4	4	4	2	2.0
	理化学鑑識(物理)	1	6	5	4	4	1	5.0
	小 計	228	749	523	469	428	198	2.6

試験の区分・職種		公 募 数	申込者数	第 1 次 受験者数 A	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
(大学卒業程度 ～秋季試験～)	行政Ⅱ	15	334	245	72	62	18	13.6
	土木	3	8	7	5	5	4	1.8
	小 計	18	342	252	77	67	22	11.5
短期大学卒業程度	臨床検査技師〔知事部局〕	1	4	3	3	3	1	3.0
	司書	1	16	12	9	8	1	12.0
	小 計	2	20	15	12	11	2	7.5
高等学校卒業程度	行政	2	25	21	9	8	2	10.5
	小中学校事務	3	11	10	10	9	3	3.3
	警察行政	4	53	47	20	18	9	5.2
	土木	3	5	4	4	4	3	1.3
	小 計	12	94	82	43	39	17	4.8
職務経験者	土木	3	7	6	6	4	2	3.0
	林業	1	2	0	－	－	－	－
	建築	1	4	4	3	3	1	4.0
	保健師	1	4	4	4	3	1	4.0
	心理	2	1	1	1	1	0	－
	児童福祉	3	9	9	7	7	2	4.5
	電気	1	4	3	1	1	1	3.0
	機械	1	1	1	1	1	1	1.0
	小 計	13	32	28	23	20	8	3.5
障害のある方	行政	4	29	18	18	18	3	3.6
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	1					1	
	小 計	6	29	18	18	18	5	3.6

試験の区分・職種				公 募 数	申込者数	第 1 次 受験者数 A	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A / B
警察官	A	一回目	一般（男性）	44	171	147	139	127	69	2.1
		二回目	一般（女性）	20	66	55	53	46	29	1.9
		一回目	一般（男性）	10	72	44	41	36	13	3.4
		二回目	一般（女性）	5	31	19	18	17	8	2.4
		A 計		79	340	265	251	226	119	2.2
	B	一回目	一般（男性）	20	60	45	43	41	18	2.5
		二回目	一般（女性）	5	21	18	18	17	6	3.0
		一回目	一般（男性）	40	164	135	126	116	61	2.2
		二回目	一般（女性）	20	68	53	49	47	22	2.4
		B 計		85	313	251	236	221	107	2.3
	社会人等 経験者	一回目		10	37	27	26	23	5	5.4
		二回目		10	45	33	33	30	11	3.0
		経験者 計		20	82	60	59	53	16	3.8
	情報処理	一回目		2	8	6	5	5	3	2.0
		二回目		2	5	4	2	2	0	一
		情報処理 計		4	13	10	7	7	3	3.3
	警察官 小計				188	748	586	553	507	245
合 計				495	2,203	1,661	1,325	1,212	576	2.9

別表 2

採用選考の実施状況

（単位：人）

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 委員会	警 察 本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	3		1		4
本庁の課長等に相当する職	11	3	1		15
警視の職				10	10
競争試験によることが適当でないと認めた職	20	97		30	147

別表 3

警察官昇任試験の実施状況

(単位：人、倍)

試験区分	申込者	受験者数 A	合格者数 B	倍 率 A／B
警 部	1, 157	1, 151	36	32. 0
警 部 補	1, 448	1, 433	74	19. 4
巡査部長	1, 560	1, 552	91	17. 1

別表 4

警察官昇任選考の実施状況

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	6
警 部 補	7
巡査部長	6

2 評価、課題及び改善

<任用事務>

(1) 評価

早期試験においては、令和7年度から、基礎能力試験に変え多くの民間企業の採用活動で使われている能力検査SPI3を導入するとともに、新たに東京会場も設置し、より多くの方が受験しやすい試験内容とすることで受験者の確保を図った。結果、すべての職種において、公募数を上回る最終合格者を確保することができた。

また、令和6年度県職員採用試験（大学卒業程度）において特に採用不調が顕著であった行政・土木について、令和7年度において、第1次試験を10月に実施する定期試験として「秋季試験」を新設した。結果、年間の応募者数は、行政Ⅱは490人で6年度より171人の増加、土木は64人で5人の増加となり、応募者確保に一定の成果があった。

(2) 課題

本県職員採用試験（大学卒業程度）の申込者数の状況は、平成22年度の1,834人をピークに減少傾向が続いている。若年層の人口減少や民間企業等の動向により官民間問わず人材獲得競争が激化する中、特に民間企業では就職活動の時期の早期化や採用方法の多様化が進んでいるため、本県においても、より一層の採用試験の実施方法の見直しや、県や職員の仕事の魅力のPR等に取り組む必要がある。

(3) 改善

令和7年度の職員採用試験（大学卒業程度）の申込者数は、秋季試験新設等の効果により1,280人であり、令和6年度の1,071人に比べると持ち直したものの、平成22年度の7割にも達していない。優秀な人材確保に向けて申込者数の増加を図り、すべての職種で公募数を確保するため、試験内容の見直し、受験者の利便性向上等試験制度の改善を進めるとともに、対面及びオンラインによる説明会等多様な手法による県及び県職員の魅力ややりがいのPRに取り組む。

近年、1次試験を6月に実施する従来の試験では公募数を確保できず、今後も同様の可能性がある専門・技術系職種については、令和5年度に3職種で早期試験を開始して以降毎年実施職種を拡大しており、令和8年度は、電気（研究）、工業化学等を追加した全14職種で実施している。

広報活動においては、受験を検討している者がいつでも気軽に質問や相談ができるよう新たに採用関係の問合せ専用メールを開設する（令和8年5月）。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
人事委員会の会議運営事務	地方公務員法（第5条） "（第7条） "（第8条） "（第10条） "（第11条） 地方自治法（第202条の2第1項） 人事委員会議事規則
給与事務	地方公務員法（第8条第1項第1号～第5号、第8号） "（第14条） "（第26条）
公平審査事務	地方公務員法（第7条第4項） "（第8条第1項第9号～第11号） "（第46条） "（第49条の2） "（第52条） "（第53条） 勤務条件についての措置の要求に関する規則 不利益処分についての審査請求に関する規則 職員からの苦情相談に関する規則 職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録等に関する規則 管理職員等の範囲を定める規則 静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則
労働基準監督機関としての事務	地方公務員法（第58条第5項）
倫理事務	地方公務員法（第38条の2～6） 静岡県職員倫理条例 静岡県職員倫理規則 静岡県職員の退職管理に関する条例 静岡県職員の退職管理に関する規則 再就職者の規制違反行為に係る調査等に関する要綱
任用事務	地方公務員法（第8条第1項第6号） "（第17条の2第1項） "（第18条） "（第21条の4第1項） 職員の任用に関する規則 静岡県職員の定年等に関する規則 定年退職者等の暫定再任用に関する規則

(注) 1 根拠法令は、法律、政令、規則、条例及び要綱を全て記入する。

2 法律のみ適用条項を（ ）内に記入する。

職 員 配 置 調

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分		総務課	給与審査課	職員課	計
所 在 地					
担当区域					
配 置 職 員	職員（事）	7	10（1）	6	23（1）
	職員（技）				
	暫定再任用職員（事）				
	暫定再任用職員（技）				
	定年前再任用短時間勤務職員（事）				
	定年前再任用短時間勤務職員（技）				
	計	7	10（1）	6	23（1）
	会計年度任用職員			1	1
	臨時的任用職員				
	計				
合計		8	10（1）	7	24（1）

※事務局長は総務課に含む

令和7年度歳入予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予算現額				調定額 A	収入済額		不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 E	予算現 額に対 する収 入済額 の増減	収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D}$	摘 要
	当 初 予算額	補 正 予算額	継続費 及び 繰越事 業費繰 越財源 充当額	計		納 期 内 B	納 期 後 C						
第14款 諸収入	円 535,000	円 △ 250,000	円 0	円 285,000	円 286,235	円 286,235	円 0	円 0	円 0	円 1,235	% 100	% 100	
第7項 雑入	535,000	△ 250,000	0	285,000	286,235	286,235	0	0	0	1,235	100	100	
第2目 雑入	535,000	△ 250,000	0	285,000	286,235	286,235	0	0	0	1,235	100	100	
第87節 公 平 委員会 事務費 負担金	250,000	△ 250,000	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	(0) 0	0	- -	- -	
第90節 保険料 負担金 01 非常勤職員	285,000	△ 1,000	0	284,000	(284,435) 284,435	(284,435) 284,435	(0) 0	0	(0) 0	435	(100) 100	(100) 100	
第93節 雑収	0	1,000	0	1,000	(1,800) 1,800	(1,800) 1,800	(0) 0	0	(0) 0	800	(100) 100	(100) 100	
計	535,000	△ 250,000	0	285,000	286,235	286,235	0	0	0	1,235	100	100	

預 金 調

(令和8年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259513	人事委員会事務局 総務課資金前渡者 次長兼総務課長	25,000	交際費等の継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259557	(自振口)人事委員会 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	FAX料金及び後納郵便の支払 等(引き落とし)用
残 高 合 計				25,000	

郵 券 等 受 払 調

(令和8年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和 6年度						令和 7年度						差引現在高		摘 要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合	0		60		36		0		90		22		0		使用
						24						38				廃棄
						0						30				用度課 返納
合計		0		60		36		0		90		22		0		
						24						38				
						0						30				

余白

令和7年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額					支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減	計	
第3款	円	円	円	円	円	円
総務費	247,910,000	△ 10,508,000	0	0	237,402,000	233,526,431
第4項						
人事委員会費	247,910,000	△ 10,508,000	0	0	237,402,000	233,526,431
第1目						
委員会費	21,239,000	△ 3,342,000	0	0	17,897,000	17,242,975
						(16,792,891)
委員給与費	20,408,000	△ 3,061,000	0		17,347,000	16,792,891
						(450,084)
委員活動費	831,000	△ 281,000	0		550,000	450,084
第2目						
事務局費	226,671,000	△ 7,166,000	0	0	219,505,000	216,283,456
						(193,347,999)
職員給与費	199,708,000	△ 5,400,000	0	0	194,308,000	193,347,999
						(22,935,457)
事務局運営活動費	26,963,000	△ 1,766,000	0	0	25,197,000	22,935,457
合 計	247,910,000	△ 10,508,000	0	0	237,402,000	233,526,431

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円 0	円 3,875,569	円 0	
0	3,875,569	0	
0	654,025	0	
(0) 0	(554,109) 554,109	0	人事委員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(99,916) 99,916	0	人事委員旅費。 不用額は人事委員旅費の確定によるものである。
0	3,221,544	0	
(0) 0	(960,001) 960,001	0	事務局職員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(2,261,543) 2,261,543	0	人事委員会の会議の運営、給与調査、職員採用試験選考の実施、 労働基準監督調査等に要した経費。 不用額は自然残によるものである。
0	3,875,569	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会 計	款	項	目	執 行 済 額 (円)		
					令和6年度	令和7年度	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		2,162,050	
計					3,289,400	2,162,050	0
(14) 工事請負費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		2,886,550	
計					2,553,550	2,886,550	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0	
計					0	0	0

余白

委託料に関する調

整理 番号	委 託 業務名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額		
				当初額	変更増減額	計
	(事務関係)		円	円	円	円
1	情報処理機器 保守業務	(株)教育ソフト ウェア	150,700	150,700	0	150,700
2	静岡県職員募 集啓発イベント 運営業務	(株)共立アイコ ム	594,000	495,000		495,000
3	産業廃棄物処 理業務	ミナミ金属(株)	16,500	16,500	0	16,500
4	静岡県職員募 集総合案内等 制作業務	(株)くふうしず おか	1,500,000	1,499,850		1,499,850
事務関係 計		4 件	2,261,200	2,162,050	0	2,162,050
合 計		4 件	2,261,200	2,162,050	0	2,162,050

(令和7年度)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R7.4.11～ R8.3.18	R7.5.12	円 150,700	県職員採用試験採点業務用情報処理機器(マークシートリーダ一式)の保守業務委託	随契1号(少額)
随契	R8.1.28～ R8.2.27	R8.3.16	495,000	県職員募集啓発のために行う県庁フェス運営業務委託	随契1号(少額)
随契	R8.2.2～ R8.3.13	R8.3.17	16,500	パソコンの廃棄処分	随契1号(少額)
随契	R7.12.19～ R8.2.27	R8.4.9	1,499,850	県職員採用試験募集ポスター、総合案内パンフレットの制作業務委託	随契1号(少額)
			2,162,050		
			2,162,050		

負担金支出調

(令和7年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	日本人事試験研究センター負担金	(公財)日本人事試験研究センター	同センター規程	試験に関する調査研究	円 2,500,000	R7.5.1
2	公務人材開発協会人事行政研究所負担金	(一財)公務人材開発協会	同協議会規程	人事行政に関する調査研究	10,000	R7.5.9
3	全国人事委員会連合会分担金	全国人事委員会連合会	同連合会規約	人事行政制度の研究調査	176,000	R7.7.31
4	しずキャリセミナー出展参加負担金	(株)就職情報センター	採用見積	合同説明会出展	55,000	R7.7.23
5	十六都道府県人事委員会協議会分担金	十六都道府県人事委員会協議会	同協議会規約	人事行政制度の研究調査	10,000	R7.7.30
6	関東甲信越静岡人事委員会協議会負担金	関東甲信越静岡人事委員会協議会	同協議会規約	人事行政制度の研究調査	20,000	R7.8.15
7	勤務時間・休暇制度実務研修会	(一財)人事行政研究所	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R7.9.30
8	給与実務研修会 (俸給決定・支給関係)	(一財)人事行政研究所	研修会開催通知	職員の研修	31,020	R7.11.4
9	苦情相談実務研修会	(一財)人事行政研究所	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R7.11.14
10	服務・懲戒・分限制度実務研修会	(一財)人事行政研究所	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R7.11.28
11	しずキャリセミナー出展参加負担金	(株)就職情報センター	採用見積	合同説明会出展	33,000	R7.12.24
12	関東ブロック試験研究協議会分担金	関東ブロック試験研究協議会	同協議会運営要綱	試験技術の調査研究	5,000	R7.12.24
計		12件			2,886,550	

備 品 ・ 図 書 調

(令和7年度)

区 分	令和7年 3月31日 現在	増		減		令和8年 3月31日 現在
		数 量	購入価格 (円)	数 量	売却価格 (円)	
01-01 机 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-04 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-10 印判類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	8	(4) 6	374,000	(0) 4	0	10
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図 書	41	(0) 0	0	(0) 0	0	41
計	65	(4) 6	374,000	(0) 4	0	67

主 要 備 品 調

(令和8年3月31日現在)

整理 番号	区 分		品 名 規 格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	01-04	その他の収納保管庫	横スライド書庫 オカムラ 6-8タイプ	書類収納用 常時使用	平成11年5月	円 1,047,900
2	01-04	金庫	大型両開き金庫	採用試験問題等 重要書類収納用 常時使用	昭和55年7月	360,000
3	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
4	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
5	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 常時使用	昭和60年3月	200,000